

## 令和8年度山形県海外相互交流拡大支援事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、県民の海外渡航及び海外交流活動を促進するため、県内の団体が渡航先において本県のPRと相互交流の拡大を図る事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該団体に対し補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の要件を全て満たす事業とする。

- (1) 令和8年8月1日から令和9年3月31日までの間に実施すること。
- (2) 主として山形県内で活動を行い、主たる拠点を山形県内に有している2名以上で構成される団体（観光協会、親善協会、観光交流協会、その他これに類する法人は除く）が行うものであること。
- (3) 営利活動を目的としていないこと。
- (4) 今後の相互交流を具体的に働きかけ、観光交流活動に繋げるため、本県のPR等を行うこと。
- (5) 今年度、本補助金の交付を受けた団体によるものでないこと。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

### (交付申請)

第4条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 補助金所要額調書（別記様式第2号）
- (3) 行程表
- (4) 定款や規約等の事業実施主体の業務内容や活動内容・実績が確認できる書類
- (5) 振込先口座の通帳の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の20%を超えない減とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により、事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業が完了した日から30日を経過する日又は令和9年4月9日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第6号）
- (2) 補助金精算額調書（別記様式第2号）
- (3) 渡航者名簿（別記様式第7号）
- (4) 行程表
- (5) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合には、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第

8号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の支払い)

第8条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に、概算払をすることがある。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書(別記様式第9号)に概算払を必要とする理由書及び資金計画書を添付して知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、補助金の交付の決定を受けた団体が次のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき

2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳簿の備付等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

附 則

この要綱は、令和8年5月11日から施行する。

別表

補助対象経費	補助金の額
(1) 報償費（コーディネーター・協力者への謝金、相手方への記念品代等） (2) 旅費（団体の渡航に要する経費） (3) 消耗品費（PR等に使用する県産品等の購入費、資料・事務用品等の購入費、写真現像代） (4) 印刷製本費（資料・パンフレット・ポスター等の印刷費等） (5) 役務費（運送料、PRに使用した衣装等のクリーニング費） (6) 使用賃借料（会場使用料、施設・備品の賃借料、PRに使用する県産品等の賃借料）	補助対象経費の合計額（その経費のための県を含む他の公的機関からの助成金があるときは、当該助成金の額を控除した額）の2分の1の額（千円未満切り捨て）又は100,000円のいずれか低い額

(注) 補助対象経費は、補助事業実績報告書に添付する領収証の写しその他の書類により、支出した団体、日付、金額及び内容を確認できるものに限る。